

藤里町新婚生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対して住宅に係る費用を支援し、もって少子化対策を推進するために交付する藤里町新婚生活支援補助金(以下、「補助金」という。)について、藤里町財務規則(平成元年藤里町規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に、婚姻に伴う物件(建物に限る。)の購入費をいう。
- (3) 住宅賃借費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に、婚姻に伴う住宅の賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 婚姻を機に藤里町に転入し、又は藤里町内で転居する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。また、夫婦の一方が単身で赴任し、町外に住民登録している場合など、生活の拠点が藤里町にあると認められること。
- (3) 申請日において、直近の所得証明書により確認できる夫婦の所得を合算した金額が、400万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職したものについては所得なしとして、夫婦の所得を算出する。さらに、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得

証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額を世帯所得とする。

- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく交付を受けたことがないこと。
- (6) 町税等を滞納していないこと

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は現に世帯が負担した額とする。ただし負担額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30万円を超える場合には、30万円を上限とする。

- 2 事業期間内に複数回申請を行う場合、申請した補助金の合計が補助上限額の範囲内の申請に限り、2回目以降も対象とする。
- 3 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- 4 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とする。
- 5 住宅賃借費用における賃料、共益費は、3か月分を上限とする。ただし、日割りで支払った月については、実際に支払った金額を1か月分とする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする新婚世帯は、藤里町新婚生活支援補助金交付申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 所得証明書(世帯分)
- (2) 戸籍謄本(世帯の婚姻日が確認できるもの)
- (3) 住民票の写し(世帯分)
- (4) 納税証明書
- (5) 売買・賃貸借契約書の写し、領収書その他の文書等、支出を証明できるもの
- (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (7) 貸与型奨学金年間返済額証明書(対象者のみ)
- (8) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分証明書(対象者のみ)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書等が提出された場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、藤里町新婚生活支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該世帯に通知するものとする。

(補助金の請求および支払)

第7条 補助対象世帯は、前条の通知を受けた場合には、速やかに藤里町新婚生活支援補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象世帯からの請求があったときには、速やかに補助金を支払うものとする。

(調査等)

第8条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めたときには、補助金を受けた新婚世帯に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を審査し、又は関係者に対して質問することができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた新婚世帯が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときには、交付を受けた新婚世帯に対し、決定の取り消しおよび補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日限りでその効力を失う。